

# 情報提供

## 今後、取り組む「WEB会議ツールによる危機感の共有」

- 令和3年9月に決定した総力戦で挑む防災・減災プロジェクト第2弾の重点推進施策の1つとして、WEB会議ツールによる危機感の共有(いわゆるWEBホットライン)を推進。
- 大雨・洪水が想定される数日前～前日において、河川事務所等、气象台、都道府県、市区町村等の対応可能な防災担当者がWEB会議ツールにより一同に会し、危機感や対応の見通しなどの共有により、連絡体制や各組織の災害体制の構築等を促進。  
(各機関の長の参加は状況に応じて判断)

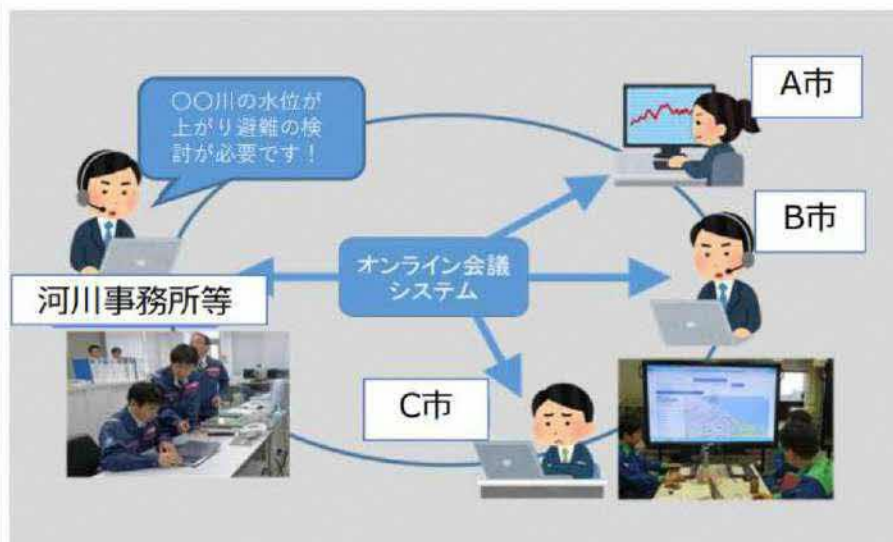
### ■ 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト第2弾 重点推進施策①

一人でも多くの方が、円滑に逃げられるように  
～住民避難～

国土交通省では、地域防災力を強化して、一人でも多くの方が円滑に逃げられるように、以下の3つの対策を強化し、誰も逃げ遅れない社会の実現を目指す。

1. 住民等が災害リスクを「実感」し、避難意識を向上させるよう、リスクコミュニケーションを強化
2. 住民等に対して市町村が適切に避難情報を発令できるよう、市町村への支援を強化
3. 昨年の豪雨で多くの命が失われた避難行動要支援者に関する対策を強化

### ■ WEB会議ツールによる危機感の共有イメージ



オンライン会議により流域全体で同時に情報共有

# 洪水ハザードマップの公表状況

## 洪水ハザードマップの公表状況

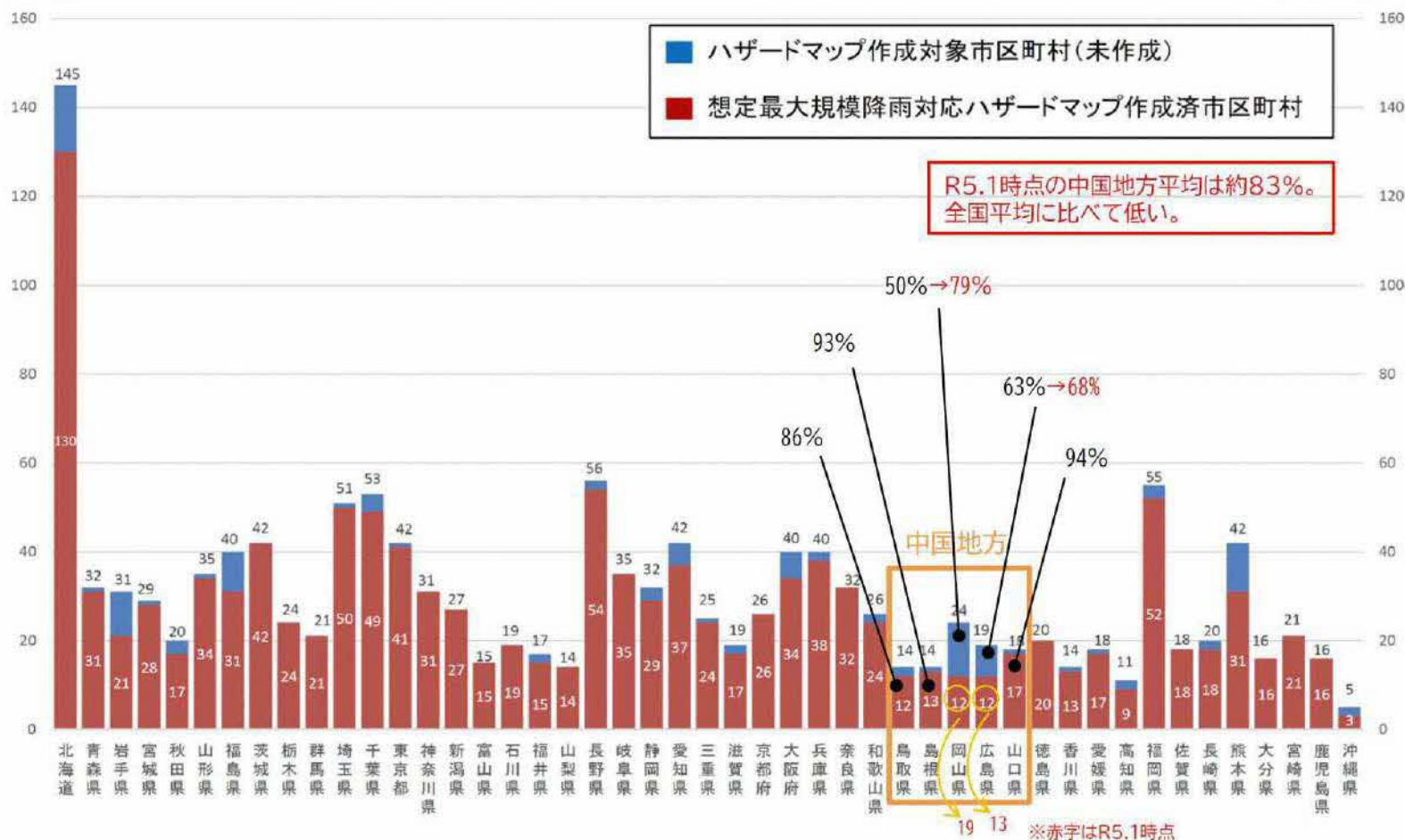
想定最大規模降雨に対応したハザードマップ作成状況(都道府県別)

- ・都道府県単位でも作成が進んでいる(16府県で100%)。
- ・中国地方では平均で約74%であり、全国(92%)に比べて低い。特に、岡山県・広島県に未作成の市町村が多い。

※洪水予報河川及び水位周知河川が対象

市町村数

(令和4年3月末時点)



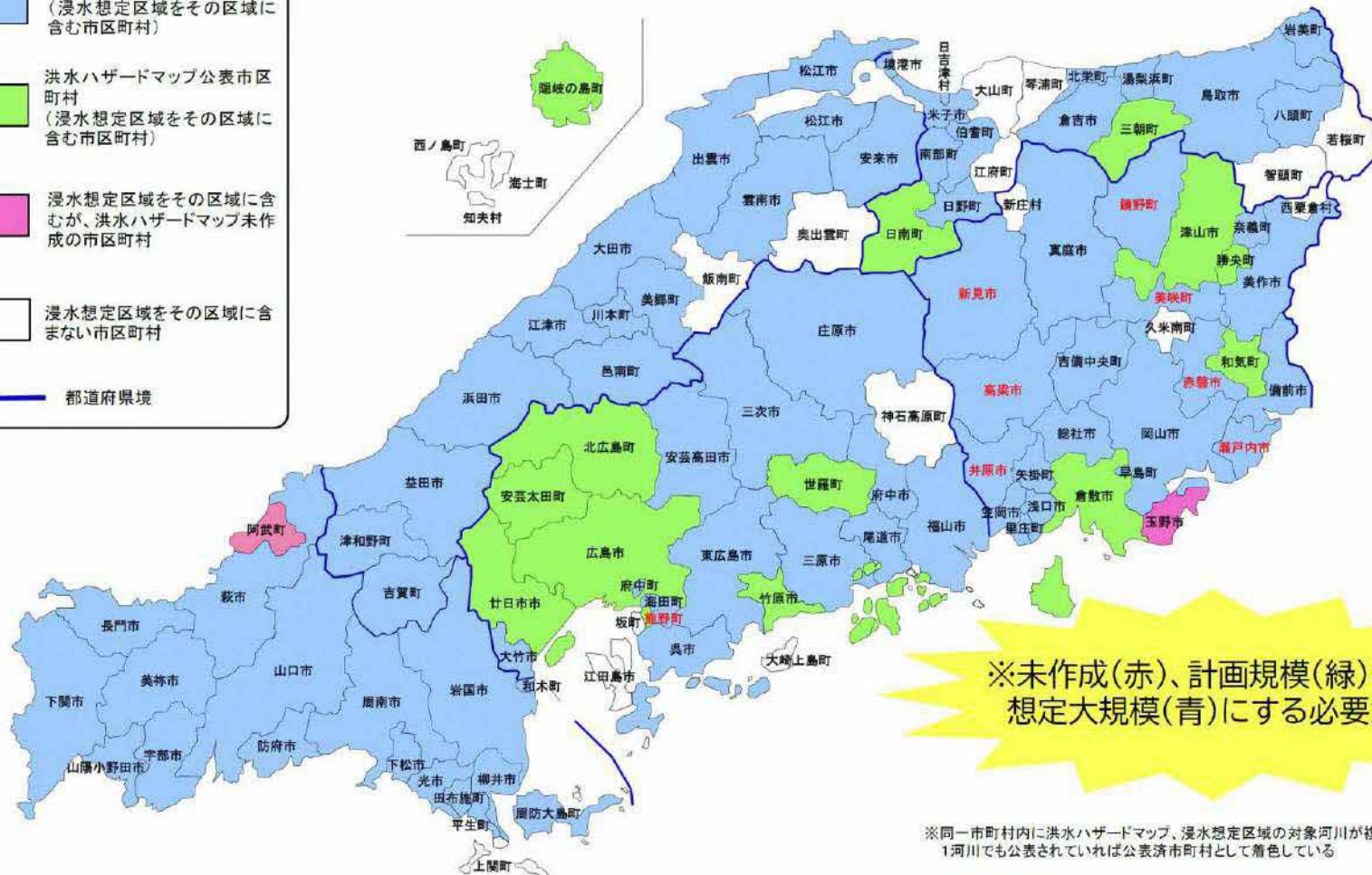


# 洪水ハザードマップの公表状況

## 中国地方整備局管内の洪水ハザードマップ公表状況 (令和5年1月20時点)

(※R4.3末時点より更新があった自治体...赤字)

- 凡例
- 想定最大規模に対応した洪水ハザードマップ公表市区町村 (浸水想定区域をその区域に含む市区町村)
  - 洪水ハザードマップ公表市区町村 (浸水想定区域をその区域に含む市区町村)
  - 浸水想定区域をその区域に含むが、洪水ハザードマップ未作成の市区町村
  - 浸水想定区域をその区域に含まない市区町村
  - 都道府県境



※未作成(赤)、計画規模(緑)を想定大規模(青)にする必要がある

※同一市町村内に洪水ハザードマップ、浸水想定区域の対象河川が複数ある場合、1河川でも公表されていれば公表済市町村として着色している

※白抜きの市町村については、今後の検討により浸水想定区域に含まれる場合がある。



# 要配慮者利用施設における避難確保計画

## 要配慮者利用施設の避難確保計画について

水防法15条の3

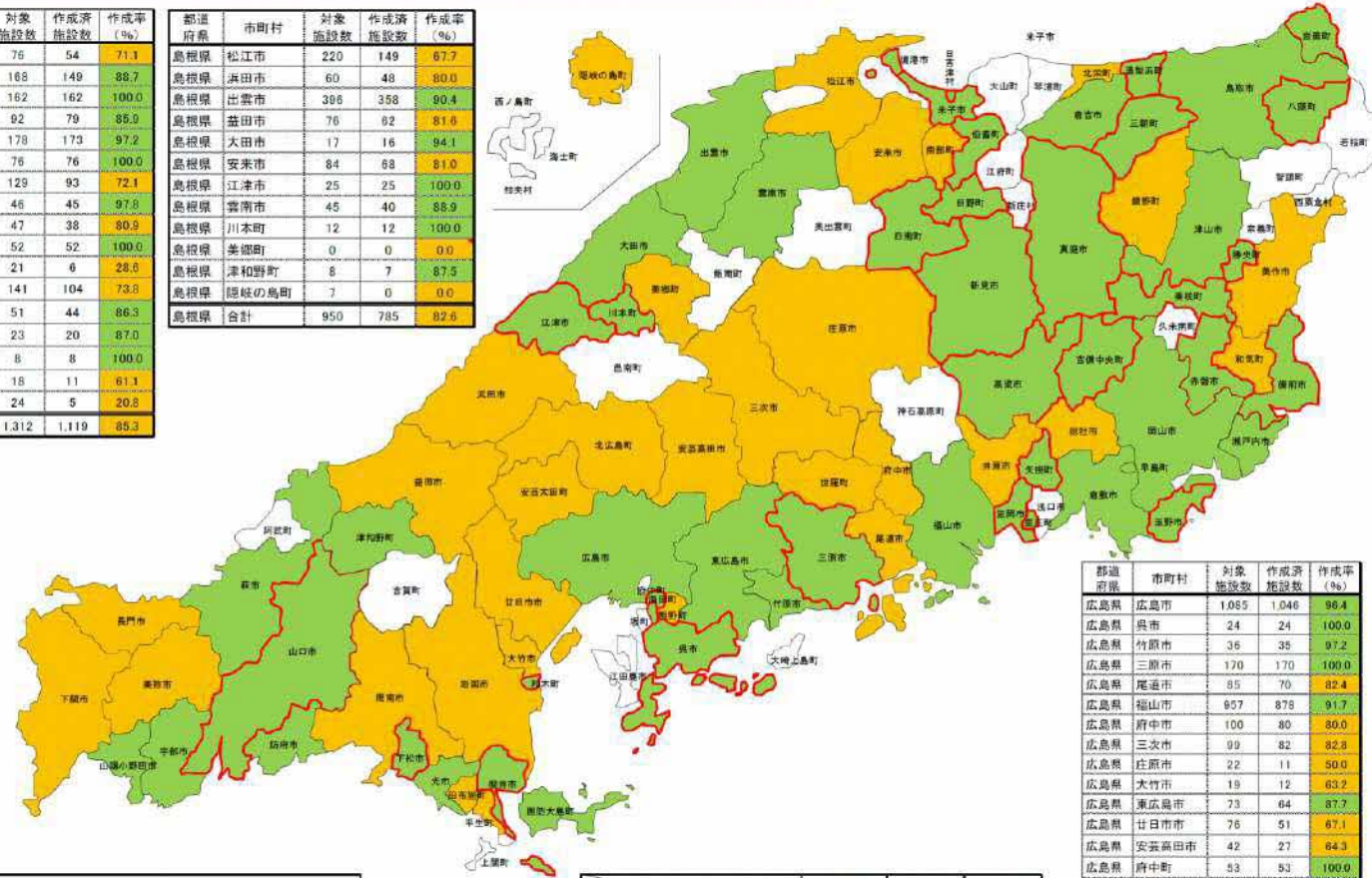


■ 中国地方の作成状況(R4.9末時点)

- ・避難確保計画作成率は**88.4%** 全国85.3% 令和4年9月30日現在)
- ・県ベースでは鳥取県、岡山県、広島県の3県で全国平均を超えている。
- ・自治体ベースでは作成率に大きな差がある。

| 都道府県 | 市町村    | 対象施設数 | 作成済施設数 | 作成率(%) |
|------|--------|-------|--------|--------|
| 山口県  | 下関市    | 76    | 54     | 71.1   |
| 山口県  | 宇部市    | 168   | 149    | 88.7   |
| 山口県  | 山口市    | 162   | 162    | 100.0  |
| 山口県  | 萩市     | 92    | 79     | 85.9   |
| 山口県  | 防府市    | 178   | 173    | 97.2   |
| 山口県  | 下松市    | 76    | 76     | 100.0  |
| 山口県  | 岩国市    | 129   | 93     | 72.1   |
| 山口県  | 光市     | 46    | 45     | 97.8   |
| 山口県  | 長門市    | 47    | 38     | 80.9   |
| 山口県  | 柳井市    | 52    | 52     | 100.0  |
| 山口県  | 美祿市    | 21    | 6      | 28.6   |
| 山口県  | 周南市    | 141   | 104    | 73.8   |
| 山口県  | 山陽小野田市 | 51    | 44     | 86.3   |
| 山口県  | 周防大島町  | 23    | 20     | 87.0   |
| 山口県  | 和木町    | 8     | 8      | 100.0  |
| 山口県  | 田布施町   | 18    | 11     | 61.1   |
| 山口県  | 平生町    | 24    | 5      | 20.8   |
| 山口県  | 合計     | 1,312 | 1,119  | 85.3   |

| 都道府県 | 市町村   | 対象施設数 | 作成済施設数 | 作成率(%) |
|------|-------|-------|--------|--------|
| 鳥取県  | 松江市   | 220   | 149    | 67.7   |
| 鳥取県  | 浜田市   | 60    | 48     | 80.0   |
| 鳥取県  | 出雲市   | 398   | 358    | 90.4   |
| 鳥取県  | 笠岡市   | 76    | 62     | 81.6   |
| 鳥取県  | 大田市   | 17    | 16     | 94.1   |
| 鳥取県  | 安来市   | 84    | 68     | 81.0   |
| 鳥取県  | 江津市   | 25    | 25     | 100.0  |
| 鳥取県  | 雲南市   | 45    | 40     | 88.9   |
| 鳥取県  | 川本町   | 12    | 12     | 100.0  |
| 鳥取県  | 美郷町   | 0     | 0      | 0.0    |
| 鳥取県  | 津和野町  | 8     | 7      | 87.5   |
| 鳥取県  | 総持の鳥町 | 7     | 0      | 0.0    |
| 鳥取県  | 合計    | 950   | 785    | 82.6   |



| 都道府県 | 市町村  | 対象施設数 | 作成済施設数 | 作成率(%) |
|------|------|-------|--------|--------|
| 鳥取県  | 鳥取市  | 197   | 196    | 99.5   |
| 鳥取県  | 米子市  | 235   | 235    | 100.0  |
| 鳥取県  | 倉吉市  | 158   | 155    | 98.1   |
| 鳥取県  | 境港市  | 2     | 2      | 100.0  |
| 鳥取県  | 岩美町  | 3     | 3      | 100.0  |
| 鳥取県  | 八頭町  | 9     | 9      | 100.0  |
| 鳥取県  | 三朝町  | 5     | 5      | 100.0  |
| 鳥取県  | 湯梨浜町 | 32    | 32     | 100.0  |
| 鳥取県  | 北栄町  | 32    | 20     | 62.5   |
| 鳥取県  | 日吉津村 | 11    | 11     | 100.0  |
| 鳥取県  | 南部町  | 6     | 3      | 50.0   |
| 鳥取県  | 伯耆町  | 8     | 8      | 100.0  |
| 鳥取県  | 日南町  | 8     | 8      | 100.0  |
| 鳥取県  | 日野町  | 5     | 5      | 100.0  |
| 鳥取県  | 合計   | 711   | 692    | 97.3   |

| 都道府県 | 市町村   | 対象施設数 | 作成済施設数 | 作成率(%) |
|------|-------|-------|--------|--------|
| 広島県  | 広島市   | 1,065 | 1,046  | 98.4   |
| 広島県  | 呉市    | 24    | 24     | 100.0  |
| 広島県  | 竹原市   | 36    | 35     | 97.2   |
| 広島県  | 三原市   | 170   | 170    | 100.0  |
| 広島県  | 尾道市   | 85    | 70     | 82.4   |
| 広島県  | 福山市   | 697   | 675    | 91.7   |
| 広島県  | 府中市   | 100   | 80     | 80.0   |
| 広島県  | 三次市   | 99    | 82     | 82.8   |
| 広島県  | 庄原市   | 22    | 11     | 50.0   |
| 広島県  | 大竹市   | 19    | 12     | 63.2   |
| 広島県  | 東広島市  | 73    | 64     | 87.7   |
| 広島県  | 廿日市市  | 76    | 51     | 67.1   |
| 広島県  | 安芸高田市 | 42    | 27     | 64.3   |
| 広島県  | 府中町   | 53    | 53     | 100.0  |
| 広島県  | 海田町   | 27    | 27     | 100.0  |
| 広島県  | 熊野町   | 2     | 0      | 0.0    |
| 広島県  | 安芸太田町 | 19    | 13     | 68.4   |
| 広島県  | 北広島町  | 57    | 20     | 35.1   |
| 広島県  | 世羅町   | 18    | 0      | 0.0    |
| 広島県  | 合計    | 2,964 | 2,863  | 96.3   |

| 都道府県 | 市町村   | 対象施設数 | 作成済施設数 | 作成率(%) |
|------|-------|-------|--------|--------|
| 岡山県  | 岡山市   | 2,025 | 1,742  | 86.0   |
| 岡山県  | 倉敷市   | 745   | 736    | 98.8   |
| 岡山県  | 津山市   | 84    | 79     | 94.0   |
| 岡山県  | 玉野市   | 2     | 2      | 100.0  |
| 岡山県  | 空門市   | 5     | 5      | 100.0  |
| 岡山県  | 井原市   | 92    | 39     | 42.4   |
| 岡山県  | 総社市   | 115   | 97     | 84.3   |
| 岡山県  | 高梁市   | 34    | 34     | 100.0  |
| 岡山県  | 新見市   | 15    | 15     | 100.0  |
| 岡山県  | 備前市   | 17    | 17     | 100.0  |
| 岡山県  | 瀬戸内市  | 62    | 60     | 96.8   |
| 岡山県  | 赤松市   | 23    | 23     | 100.0  |
| 岡山県  | 真庭市   | 21    | 21     | 100.0  |
| 岡山県  | 美作市   | 33    | 24     | 72.7   |
| 岡山県  | 和気町   | 32    | 22     | 68.8   |
| 岡山県  | 早島町   | 8     | 7      | 87.5   |
| 岡山県  | 墨江町   | 2     | 2      | 100.0  |
| 岡山県  | 矢掛町   | 7     | 7      | 100.0  |
| 岡山県  | 鏡野町   | 24    | 14     | 58.3   |
| 岡山県  | 穂波町   | 7     | 7      | 100.0  |
| 岡山県  | 美咲町   | 8     | 8      | 100.0  |
| 岡山県  | 吉備中央町 | 1     | 1      | 100.0  |
| 岡山県  | 合計    | 3,362 | 2,962  | 88.1   |

■ 避難確保計画作成率が100%の市町村  
■ 避難確保計画作成率が全国平均以上の市町村  
■ 避難確保計画作成率が全国平均未満の市町村  
 市町村地域防災計画へ要配慮者施設の位置づけのない市町村

|               | 対象施設数   | 作成済施設数 | 作成率(%) |
|---------------|---------|--------|--------|
| 全国合計(R4.9末時点) | 116,161 | 99,138 | 85.3%  |
| 中国地方合計        | 9,299   | 8,221  | 88.4%  |

令和4年9月30日現在

# 要配慮者利用施設における避難確保計画

## 避難確保計画作成支援動画 「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」

別紙

- 避難確保計画作成する施設管理者等、及びその計画を確認し助言等を行う市町村職員向けに、避難確保計画の作成又は確認時において、避難の実効性を確保する上で基本となるポイントや注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画。
- 国土交通省で公表している「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL: <https://youtu.be/Va4O0F33ucs> 【国土交通省YouTube】



### 【動画の画面例】

要配慮者利用施設における  
避難確保計画の作成・確認のポイント

令和5年3月  
国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課・砂防計画課

【計画様式】

社会福祉施設  
避難確保計画

施設名: ○○○○ホーム

2022年4月作成

【チェックリスト】

| 項目 | 確認事項         | 確認結果 |
|----|--------------|------|
| 1  | 避難確保計画の作成状況  | ○    |
| 2  | 避難確保計画の更新状況  | ○    |
| 3  | 避難確保計画の周知状況  | ○    |
| 4  | 避難確保計画の実施状況  | ○    |
| 5  | 避難確保計画の見直し状況 | ○    |

※ 計画様式やチェックリストは、所在する市町村で独自に用意している場合があります。避難確保計画作成の際は、市町村にて確認ください。

2. 災害リスク等の確認

様式1-3 施設に有する災害リスク

| 災害種別         | 発生想定             | 被害想定       | 確認事項   | 確認結果  |
|--------------|------------------|------------|--|---|
| 水害(洪水、氾濫)    | 洪水浸水想定区域(洪水)     | 浸水深、浸水継続時間 | <input checked="" type="checkbox"/> 浸水深、浸水継続時間を確認<br><input type="checkbox"/> 浸水深、浸水継続時間を確認しない | 0.5m~3m<br>1日~3日未満<br>浸水区域の該当の有無  |
|              | 雨水出水浸水想定区域(雨水出水) | 浸水深、浸水継続時間 | <input type="checkbox"/> 該当なし<br><input checked="" type="checkbox"/> 該当                        | 0.5m~1m<br>12時間~1日未満  |
| 高潮浸水想定区域(高潮) | 高潮浸水想定区域         | 浸水深、浸水継続時間 | <input type="checkbox"/> 該当なし<br><input checked="" type="checkbox"/> 該当                        | 0.5m~3m<br>1日~3日未満  |
|              | 津波災害警戒区域(津波)     | 浸水深、浸水継続時間 | <input type="checkbox"/> 該当なし<br><input checked="" type="checkbox"/> 該当                        | 基準水位<br>最大浸水深<br>到達到達時間<br>90分  |
| 土砂災害         | 土砂災害特別警戒区域       | 土砂災害警戒区域   | <input type="checkbox"/> 該当なし<br><input checked="" type="checkbox"/> 該当                        | (以下の該当する分類に○)<br><input checked="" type="checkbox"/> けずれ(急傾斜地の崩壊)<br><input type="checkbox"/> 土石流<br><input type="checkbox"/> 地すべり(地滑り) |

5. 避難誘導

様式4-0 避難誘導

①原則、施設利用者の適切な支援を提供できる人員(高知グループホーム)に立寄り避難をする。  
②避難する時間が確保できない場合は、指定緊急避難場所へ立寄り避難をする。

| 施設名       | 避難方法      | 避難方法 |    | 避難に要する時間 | 避難誘導員               |
|-----------|-----------|------|----|----------|---------------------|
|           |           | 誘導   | 支援 |          |                     |
| 高知グループホーム | 高知グループホーム | ○    | ○  | 10分      | 高知グループホーム 高知グループホーム |
| 高知グループホーム | 高知グループホーム | ○    | ○  | 10分      | 高知グループホーム 高知グループホーム |
| 高知グループホーム | 高知グループホーム | ○    | ○  | 10分      | 高知グループホーム 高知グループホーム |
| 高知グループホーム | 高知グループホーム | ○    | ○  | 10分      | 高知グループホーム 高知グループホーム |

避難方法や避難に要する時間を確認



# 要配慮者利用施設における避難確保計画

## 5. 防災教育及び訓練の実施に関する事項

- 原則、年に1度以上、防災教育と避難訓練を実施し、計画を見直すことが重要です。
- 避難訓練は、立退き避難や屋内安全確保を実際に行う実地訓練のほか、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。実地訓練の場合は、参加者の負担を考慮して、複数日に分割して実施することもできます。
- 複数の種類の訓練に取り組むことによって、避難の実効性を高めるようにしましょう。
- 訓練後は、参加者全員で訓練の対応を振り返りましょう。振り返りは、以下の4つの観点で議論をすると効果的です。
  - ①何をしようとしたのか？ 例) 1時間以内に計画した避難先へ避難すること
  - ②実際には何が起きたのか？ 例) 全員の避難に1時間半かかった
  - ③なぜそうなったのか？ 例) 車両数が計画通り手配できなかった
  - ④次回すべきことは何か？ 例) 車両数が手配できない場合の協力先を設定する
- 訓練結果は市町村に報告することが「義務」づけられています。必ず報告してください。

■立退き避難訓練



■屋内安全確保訓練



■図上訓練



### Point

- ✓ 避難確保計画における避難経路の安全性や避難手段(車両数や手配方法)、避難に要する時間などが適切か避難訓練等で確認しましょう
- ✓ 避難先に食料や必要な資機材が確保されているか確認しましょう

### 避難確保計画作成・避難訓練の実施が効果を発揮した事例

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する避難確保計画を作成しており、毎年、避難訓練を実施していました。
- 令和元年の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練で得たノウハウを活かして迅速な避難行動をとり、約100人の利用者と職員の全員が無事に避難できました。

### 【関連ホームページ】(国土交通省)

- ・避難確保計画の作成・活用の手引き
- ・記載様式
- ・チェックリスト 等

<https://www.mlit.go.jp/filver/bousai/main/saigai/jouhou/jiesuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



### ・避難確保に関するeラーニング教材【動画】



<https://youtu.be/VtMlyW9Yow4>

### ・避難確保計画の作成・活用のポイント【動画】



<https://youtu.be/Va400F33uCs>

### 【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室  
砂防部 砂防計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話 03-5253-8111 (代表)

(令和5年3月)

利用者の円滑かつ迅速な避難のために

## 要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成・活用について



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設\*では、  
避難確保計画の作成・避難訓練の実施が「義務」づけられています。

\*市町村地域防災計画に位置づけられた社会福祉施設、学校、医療施設等



国土交通省 水管理・国土保全局



# 要配慮者利用施設における避難確保計画

「避難確保計画」は、水害や土砂災害に備え、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

## 1. 基本的な事項・災害リスク

- まずは、通所・入所等の利用形態や建物の階数、施設職員・施設利用者の人数等、自身の施設の特性について確認しましょう。
- 次に、ハザードマップ等を用いて、施設が有する災害リスクを確認しましょう。

|              |             |             |
|--------------|-------------|-------------|
| 洪水           |             | 雨水出水        |
|              |             |             |
| 家屋倒壊等氾濫想定区域  | 浸水のおそれがある区域 | 浸水のおそれがある区域 |
| 土砂災害         |             | 高潮          |
|              |             |             |
| 土砂災害(特別)警戒区域 | 浸水のおそれがある区域 | 浸水のおそれがある区域 |

このオレンジ色の災害は、家屋倒壊・流失（家ごと流される）の危険があります！

- point**
- ✓ 災害リスクの一つとは限りません。すべての災害リスクを把握し、災害に備えましょう
  - ✓ ハザードマップは、市町村が配布しているほか、市町村のホームページ等で確認できます
  - ✓ 国土交通省ハザードマップポータルサイト (<https://disaportal.gsi.go.jp/>) にある「わがまちハザードマップ」や「重ねるハザードマップ」もご活用ください

## 2. 防災体制に関する事項

- 限られた時間で迅速かつ確実に施設利用者を避難させるためには、施設職員の役割分担を適切に定めておくことが重要です。
- また、情報収集や情報伝達は、初動体制を確保するために重要であり、収集する内容やその入手方法、伝達する内容と伝達先等をあらかじめ定めておくことが有効です。



- point**
- ✓ 夜間や休日など、職員が不在・参集が難しい場合も想定した役割分担を検討しましょう
  - ✓ 必要に応じて、地域住民や利用者家族等の避難支援協力者を確保することも重要です

## 3. 避難場所に関する事項

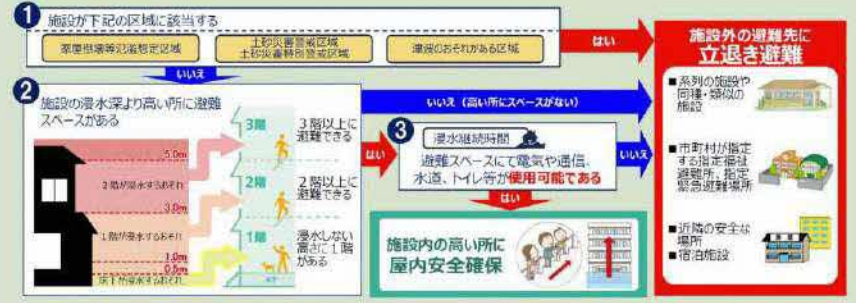
- 確実な避難のためには、災害の種類に応じた避難先を定めておくことが重要です。
- 避難方法は、主に「立退き避難」、「屋内安全確保」があります。
- 不測の事態も想定して、避難先は複数の場所を選定しておきましょう。

**立退き避難**

- 災害リスクのある施設を離れ、施設外の避難先に避難することを言います。
- 避難先は、系列の施設や他の類似施設、市町村が指定する指定（福祉）避難所、指定緊急避難場所等があります。

**屋内安全確保**

- 施設に災害リスクがあっても、浸水深より高い階に移動するなどによって、施設利用者の安全を確保できる場合は、施設内に留まって避難することもできます。
- ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、津波のおそれがある区域の施設は、建物の倒壊等の危険があるため、原則、屋内安全確保を選択できません。



- point**
- ✓ 避難先は、利用者のケアなどの必要な対応が可能であるか等を確認しましょう
  - ✓ 安全で確実な避難ルートを設定しましょう
  - ✓ 「屋内安全確保」を行う場合は、長時間の浸水に対応するための水や食料、医薬品等の備蓄品等を確保しましょう

## 4. 避難のタイミングに関する事項

- 避難開始は、原則として市町村から警戒レベル3高齢者等避難が発令された時です。
- 通所型の施設の場合は、事前休業を判断することが利用者の安全確保につながります。

| 警戒レベル | 1                   | 2                        | 3      | 4    | 5      |
|-------|---------------------|--------------------------|--------|------|--------|
| 避難情報等 | 早期注意情報<br>(警報時の可能性) | 大雨注意報<br>洪水注意報           | 高齢者等避難 | 避難指示 | 緊急安全確保 |
| 施設の行動 | 情報収集                | ● 日没までの避難完了<br>● 前日の休業判断 | 避難開始   | 避難完了 |        |

- point**
- ✓ 避難完了までに時間が必要な場合は、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令にとらわれず、早めの避難を開始しましょう
  - ✓ 夜間の避難は危険を伴うことから、夜間に災害が発生するおそれがある場合には、日没までに避難を完了するようにしましょう



# 要配慮者利用施設における避難確保計画

都道府県・市町村の担当者の皆さまへ

令和3年

## 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）



要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント (改正事項)

- ① 避難確保計画の作成
- ② 避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③ **避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**



- 【市町村】市町村地域防災計画の作成
- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>〔社会福祉施設〕</li> <li>老人福祉施設</li> <li>高齢者介護ホーム</li> <li>認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設</li> <li>高齢者支援施設</li> <li>地域活動支援センター</li> <li>福祉ホーム</li> <li>障害福祉サービス事業の用に供する施設</li> <li>介護施設</li> <li>児童福祉施設</li> <li>児童発達支援事業の用に供する施設</li> <li>医療後援施設</li> <li>子育て支援施設</li> <li>子育て支援センター</li> <li>母子生活支援センター</li> <li>母子生活支援センター</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>〔学校〕</li> <li>幼稚園</li> <li>小学校</li> <li>中学校</li> <li>義務教育学校</li> <li>高等学校</li> <li>中等教育学校</li> <li>特別支援学校</li> <li>高等専門学校</li> <li>専修学校 (定年課程)</li> <li>専修学校 (職業実践)</li> </ul> |
|--|---|

これら施設の名称及び所在地

➢ 地域全体の避難体制の充実を図るためにも、都道府県はこれら区域の指定、市町村は地域防災計画への位置付けについて、確実に進めていくことが重要です。

## 1 避難確保計画作成の支援

※ 「避難確保計画の作成・活用の手引き」については、国土交通省のホームページに掲載しています。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるときに、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画**です。
- 市町村は、要配慮者利用施設を**新たに市町村地域防災計画に位置付ける際**に、施設管理者等に対して水害や土砂災害の危険性を説明し、**避難確保計画の作成を促しましょう。**（既に「非常災害対策計画」や「消防計画」、「学校の危機管理マニュアル」などで、災害に対処する具体的な計画を定めている場合には、**既存の計画に避難確保計画に定める項目を加えることでも対応**できます。）
- 避難確保計画の作成について、**各施設を担当する関係部局と防災部局等が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。

## 市町村長による指示及び公表

- 市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、**正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表**することができることとなっています。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際には、施設管理者等に対して「避難確保計画の必要性について丁寧な説明**を行うことが望まれます。

## 2 避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、原則として年1回以上**避難訓練を実施し、市町村長に結果を報告**することが義務づけられています。
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほか、**図面上でシミュレーションを行う訓練**などがあります。
- 避難訓練結果を踏まえて、**避難確保計画を見直す**ことが重要です。

## 3 助言・勧告

※ チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

### 避難確保計画への助言・勧告

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、**遅滞なく、その計画を市町村長へ報告**する必要があります。
- 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、国土交通省の**チェックリスト**※等を参考に、**市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言・勧告**を行います。

### 避難訓練報告への助言・勧告

- 施設管理者等から避難訓練の報告があったときは、避難訓練の内容やそれに伴う避難確保計画の見直しについて、国土交通省の**チェックリスト**※等を参考に、**市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言・勧告**を行います。

要配慮者利用施設でのより一層の避難の実効性確保に向け、関係部局が連携して支援することが重要です！

国土交通省 水管理・国土保全局

水防法関係 河川環境課水防企画室 土砂災害防止法関係 砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表）

国土交通省ホームページ 要配慮者利用施設の浸水対策

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisubou/bousai-gensai-suibou02.html>

(令和5年3月)



# 要配慮者利用施設における避難確保計画

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ 令和3年

## 水防法・土砂災害防止法が改正されました

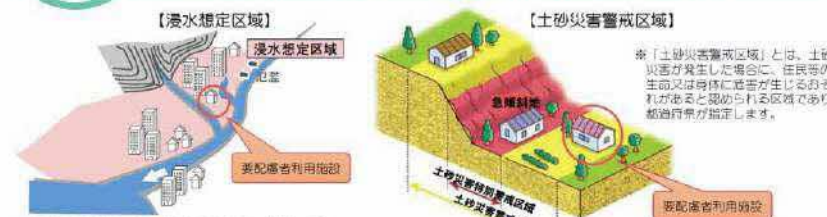
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。  
『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

ポイント!

**要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント(改正事項)**

- ① 避難確保計画の作成
- ② 避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③ **避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**



※「浸水想定区域」とは、洪水・雨水出水・高潮により浸水が想定される区域であり、国または都道府県が指定します。

**要配慮者利用施設** とは…  
社会福祉施設、学校、医療施設  
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

- 例えば**
- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・(社会福祉施設)</li> <li>・老人福祉施設</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・認知症対応型老人共同生活圏等事業の用に供する施設</li> <li>・身体障害者自立支援支援施設</li> <li>・障害者支援施設</li> <li>・地域活動交流センター</li> <li>・福祉ホーム</li> <li>・障害福祉サービス事業の用に供する施設</li> <li>・保護施設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設</li> <li>・障害児通所支援事業の用に供する施設</li> <li>・児童自立支援施設事業の用に供する施設</li> <li>・放課後児童健全育成事業の用に供する施設</li> <li>・子育て支援事業の用に供する施設</li> <li>・児童相談所</li> <li>・母子・父子福祉施設</li> <li>・母子健康支援センター等</li> </ul> |
|--|--|
- ※ 義務付けの対象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち（ただし、土砂災害警戒区域内にある施設のうち）、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が掲げられた施設です。

## 1 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画**です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要**です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」を国土交通省のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてみてください。

## 2 避難訓練の実施・防災教育の実施

- 作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**することが義務づけられています。（原則として年1回以上実施しましょう）
  - 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。施設利用者の負担も考慮し、回数や内容を工夫してください。
  - 職員のほか、避難の協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族なども**参加してもらおうにしましょう**。
  - 訓練後は**振り返りを行い、避難確保計画の見直し**を行いましょよう。
  - **施設職員への防災教育のためには、市町村の研修会への参加、先進的な取組を実施している施設への見学等**の方法もあります。
- 避難体制のより一層の強化のためには、避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練等を通じて内容を見直すことが重要です。

## 3 適切な助言・勧告を得るための報告

- 避難確保計画を作成・変更したときや、訓練を実施したときは、遅滞なく、**市町村長へ報告**する必要があります。
  - 避難確保計画や避難訓練に関して**市町村から必要な助言・勧告**を受けることができますので、**適切な助言等**が得られるよう、報告の際には国土交通省の**チェックリスト**※等を添付して市町村に報告しましょう。
- ※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

問い合わせ等

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること

施設の所在する市町村へお問い合わせください。

---

法律に関すること

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 水防法関係     | 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室 |
| 土砂災害防止法関係 | 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課   |

TEL：03-5253-8111（代表）

---

避難確保計画の作成・活用の手引き、チェックリスト等

国土交通省ホームページ <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saiga/jouhou/jeisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



## 特別養護老人ホーム「けいわ苑」の事例

【福島県喜多方市】

- 令和4年8月3日からの大雨により、喜多方市塩川町にある特別養護老人ホーム「けいわ苑」では、浸水前に、職員が1階にいた高齢の利用者39人を2階以上に垂直避難させ、人的被害はなかった。
- 施設では、ハザードマップを通して、河川氾濫の危険性を認識しており、常日頃から付近の河川の危機管理型水位計(福島県設置)の水位情報を確認していた。
- 水防法に基づく避難確保計画を作成しており、毎年避難訓練を実施するなど平時から災害に対する備えの意識が高かった。

【避難までの経緯】(※施設職員への聞き取りによる)

8/3 23:00

姥堂川の前田橋観測所(危機管理型水計)が危険水位を超過

8/3 23:30

危険水位超過をふまえ、職員を緊急参集し、1階の入居者を垂直避難させるよう指示

8/4 00:20

全員の避難を完了

8/4 01:35

敷地内の駐車場で冠水が始まったため、施設の入り口に土のうを設置

8/4 02:30

施設内にも浸水が始まる

けいわ苑の浸水状況

訓練実施状況



【被害状況】(喜多方市)  
人的被害：なし  
住家被害：床上浸水16棟  
床下浸水109棟  
(福島県被害状況即報第24報より)

喜多方市阿賀川・日橋川  
洪水ハザードマップ

【凡例】

- 10.0m以上の区域
- 5.0m～10.0m未満の区域
- 3.0m～5.0m未満の区域
- 0.5m～3.0m未満の区域
- 0m～0.5m未満の区域



【施設長コメント】

「ハザードマップや避難訓練を通して、近くを流れる川の危険性は認識していたので、無事に避難を終えることができました。入所者の命の安全を確保し、安心して暮らせるよう今後も努めていきたい」

(NHKニュース記事より)



(写真:けいわ苑提供)



(写真:喜多方市提供)



## 水防活動の「見える化」について(協力依頼)

- 水防団(消防団)の水防活動について、わかりやすく、タイムリーにPR・情報発信していくことが重要。
- 平成29年6月1日付け水防調整官事務連絡「水防活動の「見える化」について」により、水防活動を実施した場合には、都道府県や水防管理団体の水防計画に基づき、報告を依頼しているところ。
  - ・(参照)「水防計画作成の手引き」(都道府県版)第14章「水防報告等」14.2 水防報告
- 水害が発生し、水防活動を実施した場合には、速やかな報告をお願いしたい。
  - ・特に、顕著な水防活動事例については、なるべく早期の報告をいただきたい。
  - ・水防企画室から、報告を依頼する場合もあるので、協力をお願いしたい。
- 水防報告を本省で整理して、本省ホームページに掲載
  - ・(URL) <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/kisotishiki/index4.html>
- 全国水防管理団体連合会(全水管)にも情報提供し、全水管ホームページにも掲載
  - ・(URL) <http://zensuikan.jp/031katudou.html>



## ★報告事例★

### 令和4年8月3日からの大雨における水防活動 (青森県鶴田町消防団・令和4年8月9日～12日)

#### ○概要

- ・鶴田町消防団は、令和4年8月3日からの大雨の影響に伴う集中豪雨に際し、令和4年8月9日から12日に延べ373名が出動した。
- ・降り始めからの総雨量（8月8日13時～13日14時;アメダスによる速報値）が五所川原で246.5ミリなどの豪雨により河川が増水した。
- ・各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積み、土のう作り、町内警戒巡視や排水作業を行い、人的被害の軽減のため活動した。

| 活動時間            | 出動延人数 | 主な活動内容   |
|-----------------|-------|--|
| 8/9～12<br>約83時間 | 373名  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう積み</li> <li>・警戒巡視</li> <li>・排水作業</li> </ul> |



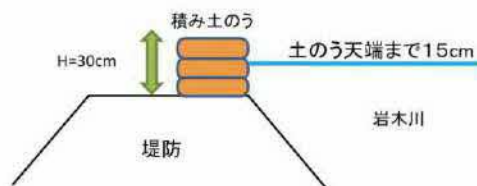
岩木川左岸（野木地先）  
堤防巡視



岩木川左岸（野木地先）  
積み土のう工



最高水位時





## R5「水防月間」の実施(毎年5月／北海道のみ6月)

- 国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資すること及び出水期を前にした水防体制強化を図ることを目的とする。

### ◆水防訓練

警察・消防・自衛隊や関係自治体等と連携した総合水防演習を実施。

### ◆洪水予報連絡会・水防連絡会の開催

水防管理団体や都道府県、警察、自衛隊など関係機関と連絡会を開催し、洪水予報や水防警報等の情報の伝達体制の確保を図る。

### ◆重要水防箇所の合同巡視

水防管理団体等と合同で巡視を行い、水防活動の上で特に注意を要する箇所(重要水防箇所)や水防倉庫、水位観測所を確認し、洪水時の効率的な水防活動を行えるよう備える。

### ◆河川管理施設の巡視・点検・整備

危険と思われる河川管理施設について必要な補修や整備を行うとともに、許可工作物についても施設管理者に対し必要な指導監督等を行うことで治水機能を維持。

### ◆その他広報の実施

ポスター・リーフレットの配布や展示会や体験会の実施、政府広報等を通じて、広く国民に水防の重要性をPR。



### ★水防月間のラジオ番組を放送!

政府広報の一環として、R5.5.7に東京FMなどJFN系全国38局ネットで「青木源太・足立梨花Sunday Collection」で水防について放送予定。  
(水防企画室 白波瀬企画官出演!)



## マイ・タイムラインの取組・支援

- 「マイ・タイムライン」とは、住民一人一人が「いつ」「何をするのか」といった災害時の避難行動を時系列的に確認する取組です。
- 国土交通省では、マイ・タイムラインの普及・啓発等を通して、災害リスクの周知徹底と住民一人ひとりの防災意識の向上を図り、円滑な避難行動の支援に取り組んでいます。

### ■防災教育

地域と連携しながら、マイ・タイムラインの作成や防災教育を通じて防災意識の向上を促進



小学生を対象とした防災教育  
(新潟県長岡市)



要配慮者のマイ・タイムライン  
作成中の様子(岡山県倉敷市)

### ■ファシリテーターの育成

マイ・タイムラインを普及させるため、気象キャスター、防災士、消防団、水防団等に対して、ワークショップ等のファシリテーターを育成する講習会を開催



日本防災士機構・日本防災士会と  
連携した研修会



消防団を対象とした講習会  
(山形県酒田市)

### ■マイ・タイムラインの作成支援

実施方法などを取りまとめた「かんたん検討ガイド」や、ワークショップの開催の手引き等を公表  
全国でのマイ・タイムライン取組事例を取りまとめ、国交省のWEBサイトに公開

#### ●作成の状況 ※避難の実効性を高める「住民自らが手を動かす取組」が重要



ワークショップ形式



小中学校の防災教育



専門分野による  
理解を深める工夫  
お天気キャスターによる  
進行や解説

### ■防災・安全交付金による財政支援

河川事業(ハード整備)と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業として、効果促進事業により、マイ・タイムライン普及に向けた取組を支援(補助率1/2)